

記載要領

市川三郷町長
遠藤 浩

99999-99999-99999-99999



※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。



調整給付金支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和6年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。
審議の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受理した日から概ね一カ月後
支給口座	裏面でご記入いただく希望振込口座
支給額	円

(1)調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	円 -	円 =	円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	円 -	円 =	円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円 +	円 =	円
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計
令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年
※令和6年中に市区町村外に転居される方又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際し
写し(コピー)を取って大切に保管ください。
※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正
を辞退したとみなします。
※本給付金を受給しない場合は、右のチェック欄(□)にレを入れてください。【私は給付金を受給しません □】

給付金を受給しない場合のみ「レ」を入れてください

すべての方がご記入ください

上記記入内容に相違ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名	市川 みさと	確認日	令和 6 年 〇 月 〇 日	連絡先電話番号	090-0000-0000
----	--------	-----	----------------	---------	---------------

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座

☐ 下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しが必要です。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	振込口座をご記入ください。 併せて、通帳かキャッシュカードのコピー及び本人確認書類のコピーを提出してください。			
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、お問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。
【代理確認・受給を行う場合】

フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
		男・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、			署名	

調整給付金の

確認・
受給
確認・

**代理人が申請・受給する場合は、こちらに記入してください。
※その場合、本人と代理人の本人確認書類を必ず提出してください。**

提出書類

☐ 『調整給付金 支給確認書』
※ 必要事項をご記入ください。
☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)
☐ 振込口座(裏面)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写し(コピー)のうちいずれか1つ
または、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し(コピー)のうちいずれか2つ
※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)

※表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ提出

☐ 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な税額や扶養親族数がかかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)